



## 第6回

# 「きやま創作劇～枯松二国境物語～」のキャスト募集!

問 まちづくり課 文化・スポーツ係 ☎92-7935 ☎92-0741 ✉bunka-3@town.kiyama.lg.jp

基山町の歴史と文化を、創作劇を通して学び、多くの方々に知っていただくことを目的に、平成24年度から「基山町立小中学校合同創作劇」として4年間取り組み、平成28年度から、「きやま創作劇」として、小学生から大人までの幅広い年代の方々と一つの作品を作りあげてきました。

今回、第6回「きやま創作劇～枯松二国境物語～」を公演するにあたり、キャストを募集します。ぜひ、多くの町民の皆さまのご参加をお待ちしております!

### ◆ 募集条件 ※参加費は無料

- ▽対象者 基山町民(町内に通勤、通学される方を含む)
- ▽年齢 小学校4年生以上
- ▽募集枠 キャスト

### ◆ スケジュール

- ▽練習日程 基山 Web の駅をご覧ください。
- ▽公演日時 12月11日(日) ※ふれあいフェスタ内で公演
- ▽公演場所 基山町民会館 大ホール

### ◆ 申込方法

基山 Web の駅をご覧ください。



- ①インターネット等で「基山 Web の駅」と検索する。  
又は QR コードを読み取る。
- ②基山 Web の駅ページ内の「フロア5 団体フロア」を開く。
- ③「きやま創作劇実行委員会」を選択し、開く。
- ④創作劇の情報が載っています。詳細は「お知らせ」欄に掲載しています。  
※情報が閲覧できない方は、まちづくり課までご連絡ください。

主催:きやま創作劇実行委員会・基山町・基山町教育委員会

## 夏の町内朝市ご案内 (基山町青空市・けやき台日曜朝市)

	基山町青空市	けやき台日曜朝市
場所	J A 基山支所	けやき台 猪の浦児童公園
お盆期間中の営業内容	【お盆前の臨時市】 8月10日(水)・11日(木)・12日(金) ※8月13日(土)はお休み (8月17日(水)から通常開催します) ※通常は、毎週水・土曜日の開催です。	夏の開催日は7月17・24・31日 8月7・14・21・28日(日) ※7月24日(日)は「夏の感謝祭」 午前8時30分開場 注)雨天時、7月31日に順延 ※通常は、毎週日曜日午前8時からの開催です。
時間	午前6時頃～12時(商品等の状況で閉店)	午前8時～9時(商品等の状況で閉店)
問合せ先	J A 基山支所 ☎92-2311	けやき台朝市実行委員会 ☎090-9483-0951

みなさまのご来場をお待ちしています



「自社会館をもたない葬儀社」だからこそご提案できる  
**自宅葬・寺院葬**で“故人と家族の想い最優先”のご葬儀を

【シンプルプラン】  
**248,000円** (税別)  
※追加料金は発生しません。

適正価格・確かな品質・透明性を大切にしています。  
株式会社天の川  
社長 天野二夫

広告

有料広告



**天の川** ☎0120-85-7851

〒841-0032 佐賀県鳥栖市大正町789-12(佐賀銀行の北隣)

24時間対応 年中無休 天の川 自宅葬 検索






## 消費生活コラム vol.31

# 点検中に屋根を壊された？点検商法に注意

問 住民課 暮らしの安心・安全係 ☎85-8171

### 【事例】

近所で工事しているという事業者が来訪し「お宅の屋根がめくれているのが見えた。屋根に登って点検する。」と言うので依頼した。点検後、屋根が浮いている写真を見せられ、そのままにしておけないと思い、約30万円の修理を契約した。その後、家族の勧めでハウスメーカーに確認してもらおうと「釘を引き抜いたような新しい傷がある。」と言われた。(60歳代 女性)



### 【ひとこと助言】

- ・突然訪問してきた事業者に安易に点検させないようにしましょう。点検箇所をわざと壊して撮影し勧誘するなど、悪質なケースもみられます。
- ・点検後に修理を勧められてもその場で契約しないようにしましょう。別の専門家に確認を依頼したり、複数の事業者から見積もりを取ったりするとよいでしょう。
- ・家族や周囲の人は、不審な人物が来ていないか、見慣れない書面がないかなど高齢者の様子に気を配りましょう。
- ・工事終了後でもクーリング・オフできる場合があります。困ったときは、すぐに消費生活相談窓口等にご相談ください。

【参考：独立行政法人国民生活センター発行 見守り新鮮情報第419号より】



## 交通安全コラム Vol.35

# 横断歩道は歩行者優先!

問 住民課 暮らしの安心・安全係 ☎85-8171

横断歩道で歩行者が犠牲となる交通事故が後を絶ちません。

横断歩道は、歩行者優先であり、運転者には横断歩道手前での減速義務や停止義務があります。

また、横断歩道以外の場所を横断している歩行者や、斜め横断、走行する自動車等の直前直後の横断など法令に違反する歩行者が犠牲になる事故も多く発生しています。

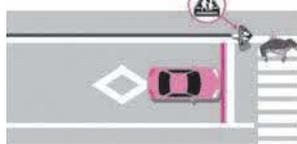
### ▽横断歩道における歩行者優先のルール

**ルール 1** 横断歩道に近づいたときは停止できる速度に減速



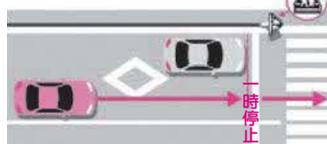
横断歩道付近は、歩行者や自転車の飛び出し等に備える必要があります。

**ルール 2** 横断歩行者等がいる場合は一時停止



横断者がいる場合、横断しようとしている歩行者がいる場合は、必ず一時停止してください。

**ルール 3** 停止車両がいるときは必ず一時停止



停止車両の前方に出るときは必ず一時停止しなければいけません。

**ルール 4** 横断歩道手前の追い抜き・追い越し禁止



横断歩道手前30m以内は追い越しも追い抜きもしてはいけません。

### ▽違反した場合は…「横断歩行者等妨害等違反」

- ・罰 則 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金
- ・反 則 金 大型車1万2千円、普通車9千円、二輪車7千円、原付車6千円
- ・違反点数 2点



運転者も歩行者も交通ルールをしっかりと守り、交通事故による被害者も加害者も作らない町にしていきましょう。